

別表六の二（十二）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の13第1項若しくは第2項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は平成29年改正前の措置法第68条の13第2項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 工業用機械等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- (3) 工業用機械等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作

成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「前期繰越分12～19」及び「前期繰越分29～41」の各欄は、前期以前において生じた工業用機械等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第68条の13第2項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。

4 「翌期繰越額45」の各欄の外書には、措置法第68条の15の8第1項から第5項まで《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(三)「7」又は別表六の二(三)附表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」は、当該金額を含めて計算します。